

秋田市バリアフリー協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者等にやさしいまちづくりを目指す「秋田市エイジフレンドリーシティ構想」の推進に向け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）第26条第1項の規定に基づき、秋田市バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 秋田市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事項

(2) 基本構想に位置付けられた特定事業等の進捗管理に関するもののほか、その他基本構想の推進に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体および福祉団体に所属する者

(3) 公共交通事業者

(4) 交通管理者

(5) 公共施設管理者および関係行政機関

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条第 2 号に掲げる所掌事項が完了する時までとする。

(会長および副会長)

第 5 条 協議会に、会長および副会長 1 人を置く。

2 会長は、市長が指名し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 第3条第1号に定める委員以外については、代理人を出席させることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、秋田市都市整備部都市計画課に置き、会務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に開催する会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

秋田市バリアフリー協議会委員（19名）

区 分	氏 名	役 職
学識経験者 (1)	木村 一裕	秋田大学大学院工学資源学研究科 教授
市民団体 および 福祉団体 (7)	佐々木 孝	NPO法人 秋田バリアフリーネットワーク理事長
	菅原 雄一郎	特定非営利活動法人あきたNPOセンター理事
	黒木 一	秋田市老人クラブ連合会会長
	小野 晋作	秋田市身体障害者協会会長
	照井 忠	秋田市視覚障害者協会会長
	武田 亨一	秋田市ろうあ協会会長
	伊藤 司	秋田市身体障害者協会車いす部会会長
公共交通 事業者等 (4)	佐藤 一夫	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社総務部企画室長
	齊藤 芳博	秋田中央交通株式会社営業本部長
	栗澤 富雄	社団法人秋田県バス協会専務理事
	佐藤 武彦	一般社団法人秋田県ハイヤー協会専務理事
公共施設 管理者 および 関係行政 機関等 (7)	佐藤 伸悦	秋田県警察本部交通部交通規制課長
	檜尾 浩司	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局 首席運輸企画専門官
	岡部 武彦	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所道路管理第二課長
	菅原 龍一	秋田県秋田地域振興局建設部企画調査課長
	伊藤 隆彦	秋田市建設部次長
	石川 真	秋田市福祉保健部次長
	佐々木 淳一	秋田市都市整備部次長